

1

令和5年第4回

多治見市議会定例会議案

令和5年8月23日

目 次

報第18号	専決処分の報告について	1
報第19号	専決処分の報告について	2
認第1号	令和4年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について	3
認第2号	令和4年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認第3号	令和4年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第4号	令和4年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第5号	令和4年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第6号	令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第7号	令和4年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9
認第8号	令和4年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
報第20号	令和4年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について	11
報第21号	令和4年度多治見市継続費精算報告書の提出について	12
報第22号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について	14
報第23号	令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について	15
認第9号	令和4年度多治見市水道事業会計決算の認定について	17
議第68号	令和4年度多治見市水道事業会計利益の処分について	18
認第10号	令和4年度多治見市下水道事業会計決算の認定について	19
議第69号	令和4年度多治見市下水道事業会計利益の処分について	20
認第11号	令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について	21
議第70号	令和4年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について	22
認第12号	令和4年度多治見市病院事業会計決算の認定について	23

報第24号	令和4年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について	24
報第25号	令和4年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	26
報第26号	令和4年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	27
報第27号	令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	28
報第28号	令和4年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について	29
議第71号	義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例を制定するについて	30
議第72号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	33
議第73号	多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて	35
議第74号	多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて	36
議第75号	多治見市火災予防条例の一部を改正するについて	37
議第76号	多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するについて	41
議第77号	多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するについて	43
議第85号	指定管理者の指定について	44
議第86号	指定管理者の指定について	45
議第87号	指定管理者の指定について	46
議第88号	指定管理者の指定について	47
議第89号	指定管理者の指定について	48
議第90号	指定管理者の指定について	49
議第91号	多治見市副市長の選任について	50
議第92号	多治見市教育委員会教育長の任命について	51

議第93号	多治見市教育委員会委員の任命について……………	52
議第94号	多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	53
議第95号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について……………	54

報第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

専第11号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年5月16日午前10時頃、多治見市立昭和小学校体育館東側の植栽した部分において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、隣接する同校の敷地に設置された公衆電話ボックスのガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年7月13日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 51,891円

報第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

専第12号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年8月2日午後3時15分頃、三の倉センター管理棟南側の法面において、本市職員（三の倉センター所属）が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該法面の北に設置された駐車場に駐車中の普通自動車に当て、同車両バックドアガラスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年8月14日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 101,366円

認第1号

令和4年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第2号

令和4年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第3号

令和4年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第4号

令和4年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第5号

令和4年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第6号

令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第7号

令和4年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第8号

令和4年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

報第20号

令和4年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、令和4年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第21号

令和4年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和4年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	△3.6	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第23号

令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和4年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【 】は目標値、()は令和3年度実績

項 目	目標達成に必要な事項	決算数値
1 収入の増加及び支出の抑制	<p>①収入の増加 債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。</p> <p>②支出の抑制 公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。</p>	<p>・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分 99.13% 【98.90%】 (99.09%) 滞納繰越分 33.08% 【30.00%】 (43.39%)</p> <p>イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分 99.04% 【98.75%】 (99.03%) 滞納繰越分 28.27% 【28.20%】 (35.17%)</p> <p>・経常経費(普通会計) 歳出額 289.9億円 (282.4億円) 歳出構成比 64.4% (63.5%)</p>
2 市債残高(一般会計負担分)の上限	<p>一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和5年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。</p>	<p>・一般会計で負担すべき市債残高 443.0億円 (437.0億円)</p> <p>・市債の実残高 545.3億円 (541.6億円)</p>
3 基金の適正な管理	<p>(1)財政調整基金の可処分額を18億円以上確保します。</p>	<p>財政調整基金残高 68.0億円 (58.1億円)…A うち災害復旧経費留保分 14.6億円 (15.0億円)…B うちリスク引当金 0.0億円 (4.1億円)…C</p> <p>財政調整基金可処分額 53.4億円 (39.0億円) (A-B-C)</p>
	<p>(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く)は、令和5年度末残高を10億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 13.5億円 (10.7億円) ※ 合併特例債分を除く</p>
	<p>(3)職員退職手当基金は、令和5年度末残高を20億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 20.3億円 (20.2億円)</p>
	<p>(4)庁舎建設基金は、令和4年度末残高を20億円以上確保します。</p>	<p>年度末残高 23.2億円 (21.2億円)</p>
	<p>(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。</p>	<p>処分額 0.8億円 (0.7億円)</p>

認第9号

令和4年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

議第68号

令和4年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

認第10号

令和4年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

議第69号

令和4年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第11号

令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

議第70号

令和4年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

認第12号

令和4年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高 木 貴 行

報第24号

令和4年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和4年度多治見市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

令和4年度多治見市水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画		実績		比較	
				年割額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	支払義務 発 生 額	左の財源内訳 損益勘定留保資金	年割額と支払義務 発 生 額 と の 差	左の財源内訳 損益勘定留保資金
資本 的 出 支	建設 改良 費	水道事業 基本計画 策定	3	29,450,000	29,450,000		0	29,450,000	29,450,000
			4	29,450,000	29,450,000	56,430,000	56,430,000	△ 26,980,000	△ 26,980,000
			計	58,900,000	58,900,000	56,430,000	56,430,000	2,470,000	2,470,000

報第25号

令和4年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

令和4年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

下水道事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
下水道事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第27号

令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

報第28号

令和4年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

病院事業会計決算資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
病院事業会計	—

※比率が算定されない場合は「—」を記載

議第71号

義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例を制定するに
ついて

義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

義務教育学校の設置に向けた関係条例の整備に関する条例

(多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「小学校及び中学校通学区域審議会委員」を「市立学校通学区域審議会委員」に改める。

(多治見市関谷文庫基金条例の一部改正)

第2条 多治見市関谷文庫基金条例(昭和55年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(多治見市たじっこクラブの実施に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

（多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

（多治見市営住宅管理条例の一部改正）

第6条 多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号ア(オ)中「中学校卒業」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第2章に規定する義務教育終了」に改める。

（多治見市教育研究所設置条例の一部改正）

第7条 多治見市教育研究所設置条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第5条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校の」に改める。

（多治見市就学等支援委員会条例の一部改正）

第8条 多治見市就学等支援委員会条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

（2） 小学校、中学校又は義務教育学校の学校長

（多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正）

第9条 多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会条例（昭和48年条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多治見市立学校通学区域審議会条例

第1条中「多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会」を「多治見市立学校通学区域審議会」に改める。

第2条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例の一部改正)

第10条 多治見市児童、生徒の通学費補助に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校又は義務教育学校（以下「市立学校」という。）」に、「小学校又は中学校」を「市立学校」に改める。

(多治見市学校給食運営委員会条例の一部改正)

第11条 多治見市学校給食運営委員会条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「市立小中学校」を「市立小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日において現に第9条の規定による改正前の多治見市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員は、第9条の規定による改正後の多治見市立学校通学区域審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

議第72号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を制定するについて

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように制定するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(多治見市監査委員条例の一部改正)

第1条 多治見市監査委員条例(昭和61年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第16号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2
の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」
に改める。

(多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一
部改正)

第3条 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例
(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第73号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2 6の部中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議第74号

多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正するについて

多治見市空家等審議会設置条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市空家等審議会設置条例の一部を改正する条例

多治見市空家等審議会設置条例（平成28年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。

議第75号

多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市火災予防条例の一部を改正する条例

多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その^{きょう}筐体は雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第47条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型 レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	

			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の多治見市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議第76号

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正するにつ
いて

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を
次のように改正するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例
多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

多治見市立学校の設置等に関する条例

第1条第1項中「及び第49条」を「（同法第49条において準用する場合を含む。）」
に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第2項の表多治見
市立笠原小学校の項を削り、同条第3項の表多治見市立笠原中学校の項を削り、同条
に次の1項を加える。

4 義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多治見市立笠原小中学校	多治見市笠原町字富士下3387番地の9

第2条第1項、第2項及び第4項、第5条並びに第6条中「学校施設」を「学校の
施設」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第1条第2項の表多治見市立
笠原小学校の項中「多治見市笠原町字富士下3387番地の9」とあるのは、「多治見

市笠原町字向嶋2455番地の308」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第2条第1項、第2項及び第4項、第5条、第6条並びに附則の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 多治見市立笠原小中学校の設置のための手続その他の必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議第77号

多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1診療料の項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議第85号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市土岐川観察館

2 指定管理者の名称等

多治見市十九田町2丁目81番地の1ラルジュグランデ306号

河川自然環境保全復元団体リバーサイドヒーローズ

代表 山本 真行

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

議第86号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市児童発達支援センター

2 指定管理者の名称等

多治見市太平町2丁目39番地の1

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会

会長 今枝 寛彦

3 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

議第87号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市勤労者センター

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

議第88号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市多治見駅北広場

2 指定管理者の名称等

多治見市本町3丁目25番地

一般社団法人多治見市観光協会

代表理事 松島 祥久

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

議第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市豊岡駐車場

多治見市豊岡原動機付自転車駐車場

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

1 施設の名称

多治見市笠原地区の文化・体育施設（多治見市笠原交流センター及び多治見市笠原体育館）

2 指定管理者の名称等

多治見市豊岡町1丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長 青山 崇

3 指定期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

議第91号

多治見市副市長の選任について

次の者を多治見市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ****	鈴木 良平	*****	新任（任期は、令和 9年9月30日まで）

提案理由

佐藤 喜好副市長が令和5年9月30日をもって退職するため、鈴木 良平氏を新たに多治見市副市長に選任する。

議第92号

多治見市教育委員会教育長の任命について

次の者を多治見市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	仙石 浩之	*****	新任（任期は、令和 8年9月30日まで）

提案理由

渡邊 哲郎教育長が令和5年9月30日に任期満了となるため、仙石 浩之氏を新たに多治見市教育委員会教育長に任命する。

議第93号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *	水野 豊	*****	再任（任期は、令和 9年9月30日まで）

提案理由

水野 豊委員が令和5年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市教育委員会委員に任命する。

議第94号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ****	大野 聖	*****	再任（任期は、令和8年9月29日まで）

提案理由

大野 聖委員が令和5年9月29日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任する。

議第95号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和5年8月23日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** *****	原科 佐登己	*****	再任（任期は、令和 8年9月30日まで）

提案理由

原科 佐登己委員が令和5年9月30日に任期満了となるため、同氏を引き続き、多治見市子どもの権利擁護委員に選任する。